

船舶事故調査報告書

令和6年2月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年8月27日 15時20分ごろ
発生場所	千葉県香取市佐原河川敷緑地東方（利根川） 向津四等三角点から真方位184°370m付近 （概位 北緯35°54.1′ 東経140°30.5′）
事故の概要	水上オートバイなみ丸は、遊走中、旋回した際に船長が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和5年9月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ なみ丸、5トン未満（長さ2.49m）
船舶番号、船舶所有者等	230-41544群馬、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約3m/s、視界 良好 水象：川面 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、ベスト型の救命胴衣を着用し、佐原河川敷緑地東方の利根川において遊走していた。</p> <p>船長は、周囲に4隻の水上オートバイが遊走している状況下、約40km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で、川の中央付近を左旋回し、遠心力で右方に振られた際、他の水上オートバイの航走波を右舷側から受けて船体が押し戻され、バランスを崩して右舷側に落水し、船体に右足首を打って負傷した。</p> <p>船長は、近くにいた友人の操縦する水上オートバイに自力で乗り、マリナーまで搬送された。</p> <p>船長は、その後、友人が要請した救急車で病院に搬送され、右足関節三果骨折と診断された。</p>
分析	本船は、遊走中、船長が、約40km/hの速力で左旋回した際、他の水上オートバイの航走波を右舷側から受けたことから、バランスを崩して右舷側に落水し、船体に右足首を打って負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が遊走中、船長が、約40km/hの速力で左旋回した際、他の水上オートバイの航走波を右舷側から受けたため、バランスを崩して右舷側に落水し、船体に右足首を打ったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・水上オートバイの船長は、航走波の発生など周囲の状況に注意を払って航行するとともに、航走波等を受ける場合は、舷側方から受けないように注意すること。